

宮前区区民提案と都市計画マスタープラン宮前区構想「素案」の比較表

(注)この資料は都市計画マスタープランの「区民提案」と「素案」の記述を比較するため、「素案」の作成段階における資料として作業用に整理したものです。あくまで参考資料として御覧下さい。

区民提案書		区別構想		
P	区民提案であげられた方針記述の項目	P	区別構想において対応する項目	宮前区構想「素案」における記述項目等
24	- 2 宮前区の都市構造 (1)宮前区の将来像～ガーデン区～	8	めざすべき都市像	・区民提案書及び区づくりプランで示された「ガーデン区」のイメージを記述。＜都市像の背景・視点＞、＜「ガーデン区」のイメージ＞の記述で、区民提案の基本的考え方を踏まえて、7本の柱を記述しています。
	(2)宮前区の都市構造		都市構造	「都市構造の方針」の章を独立させ、1「地域を形づくってきた背景を活かしたまちを育む」、2「鉄道、道路の軸を活かしたまちをめざす」、3「地形、緑地、河川を活かしたまちを育む」の3本の柱で、都市構造を整理しています。
25	宮前区の「緑と水」をかたちづくる要素	16	3 地形、緑地、河川を活かしたまちづくり	・「緑と水」の骨格を形成する公園・緑地や河川等を、「緑の拠点」、「緑の回廊」、「水の軸」として記述。
26	宮前区の「人・ものの交通」をかたちづくる要素	15	2 鉄道、道路の軸を活かしたまちをめざします	・交通体系を「地域の交流を支える交通体系」と「生活に身近な交通環境」に整理して記述。 ・バス交通に関して、川崎縦貫高速鉄道線の新駅を中心とした駅勢圏の交通については、「交通体系の方針」の中で、2(3)地域交通の改善とバス交通の利便性の向上の項において、鉄道新線等の整備にあわせた路線バス網の再編等の考え方を記述しているものの、その具体的な方策が固まらない中で、都市構造図では表現をしていません。
27	宮前区の「歴史・文化・コミュニティ」をかたちづくる要素	12	1 地域を形づくってきた背景を活かしたまちを育みます	・「地域の特性を活かしたまちづくり」の中で、「東急田園都市線沿線地域」、「平瀬川地域」、「有馬・野川地域」の3つの生活圏を設定して、その特性を活かしたまちづくりを記述。 ・「まちの拠点」「流通業務エリア」「良好な生活環境」に整理して、区の骨格を構成する商業・業務や文化・コミュニティなどの拠点について記述。

分野別構想				
- 1 土地利用				
42	2 土地利用の理念と方針	8	めざすべき都市像	<p>・「めざすべき都市像」と「都市構造」を受けて、「土地利用の方針」で具体的な土地利用の方針を記述しています。</p> <p>・区民提案では、コミュニティ単位の土地利用、良好な住環境の形成、生活に根ざした商業地、水と緑の美しい景観、防災構造化、その他(まちのバリアフリー、隣接市区との連携)がまちづくりの理念として柱立てされていますが、区別構想素案では、まちの拠点形成、地域の特性にあわせた良好な住宅地の形成、地域資源を活かした美しいまち、地区コミュニティに基づく誰もが住み続けられるまちの4本の柱立てに再整理しています。</p>
43	「ガーデン区」			
	(2)ガーデン区構想とは			
	(3)ガーデン区構想を実現する土地利用は			
	地域の特性を活かしたまちづくり			
	土地利用を考える視点と理念			
45	1)コミュニティ単位の土地利用を考える コミュニティの大きさを考えたまちづくり			2「地域特性にあわせた良好な住宅地の形成」の章において、地域の特性にあわせた住宅地形成の考え方を記述しています。さらに、4「地区コミュニティに基づく誰もが住み続けられるまちを育む」の章において、東急田園都市線沿線地域、平瀬川地域、有馬・野川地域の生活圏の考え方を示しています。
	理念の対応の方向	22	4 地区コミュニティに基づく誰もが住み続けられるまちを育みます	<p>・4(2)の項において、地区コミュニティの拠点として、生活に身近な公共施設を中心とする生活圏のまちづくりについて記述。</p> <p>・地区コミュニティの拠点となる公共施設周辺の街なみづくりや景観に配慮した公共空間づくりと連携した、住民の主体的なまちづくり活動の支援として記述。</p>
	・地形に合わせた土地利用			
	まちづくりの手法			
	・土地利用と生活圏の整合			
	理念の対応の方向			
	・コミュニティの拠点づくり			
	まちづくりの手法			
	・まちのシンボルゾーンづくり			
	2)良好な住環境の形成	19	2 地域の特性に合わせた良好な住宅地の形成をめざします	・2の章において、用途地域等の根幹的な土地利用の基本的枠組みの維持と、地域の実情に応じたきめ細かな土地利用誘導の方策の検討について記述。

48	土地利用のルールのあるまちづくり			
	理念の対応の方向	20	(3)道路や公園等の基盤が未整備のままスプロール的に宅地化した住宅地	(2)の項においては、土地区画整理事業当により一定の基盤が整備されている住宅地を「住環境保全エリア」として、さらに、道路や公園等の基盤が未整備な住宅地を「住環境向上エリア」として、用途地域に応じた土地利用を維持しながら、良好な斜面緑地や優良な農地の緑を活かした住宅地の形成として記述。
	・現行用途の中でスプロール化を防ぐ			・住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援について記述。
	まちづくりの手法			・住宅団地については、(5)住宅団地の再生と地域のまちづくりへの貢献の項において、基本的考え方を記述。
	・現行の用途地域を前提として、住環境を重視したまちづくりの合意形成を進める			
49	3)生活に根ざした商業地			
	生活の利便性を向上させる土地利用			
	理念の対応の方向			
	・まちの顔(中心地)をつくる	18	1 まちの拠点の形成をめざします	・1の章において、拠点地区の基本的考え方を記述。 ・宮前平・鷺沼駅周辺地区は、区を中心となる「地域生活拠点」として記述。その中で、拠点地区として土地の高度利用及び商業・業務機能や都市型住宅等が調和した市街地形成の促進について記述。 ・また、宮崎台駅については、日常生活を支える地区コミュニティの「生活拠点」として記述。
	・幹線道路沿道における土地利用	21	(6)幹線道路沿道の住環境の改善	2(1)の項において、拠点地区の良好な住宅地の形成の考え方を記述。
	まちづくりの手法			
	・きめの細かいゾーニング	24	5 地域別のまちづくりの方針	・2(6)の項において、周辺市街地の環境や防災性の向上に寄与する沿道の街なみ景観の形成について記述。 ・住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援について記述。
51	4)水と緑の美しい景観			
	生活にやすらぎをもたらす土地利用			
	理念の対応の方向	20	(4)地域の住環境の向上に資する住宅づくり	・東急田園都市線沿線地域、平瀬川地域、有馬・野川地域の3つの生活圏と幹線道路沿道地域の土地利用について、それぞれの生活圏の特性を活かしたまちづくりを記述。
	・美しい街づくり			・2(4)の項において、まちの良好な景観や住環境の形成をめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援について記述。
	まちづくりの手法	42	2 地域の特性にあわせた景観を育みます	・「都市環境」の2の章において、地域の特性にあわせた景観形成について記述。
	・景観形成			

	理念の対応の方向 ・土地の歴史を大切に まちづくりの手法 ・適正な土地利用の誘導	20	(3)道路や公園等の基盤が未整備のままスプロール的に宅地化した住宅地	・2(3)の項において、良好な斜面緑地や優良な農地の緑を活かした住宅地の形成について記述。
	理念の対応の方向 ・河川を活かした街づくり まちづくりの手法 ・緑の回廊の形成	24	5 地域別のまちづくりの方針	・5(3)の項において、河川周辺の水と緑を活かした潤いのある街なみ景観と良好な住環境の形成について記述。
		22	(3)緑の回廊の形成に配慮したまちづくり	・大規模な公園・緑地の整備、自然環境に配慮した土地利用の誘導による「緑の回廊」の形成について記述。
52	5)防災構造化 災害に強い土地利用			
	理念の対応の方向 ・自然災害を考えた土地利用 まちづくりの手法 ・開発規制・誘導	20	(3)道路や公園等の基盤が未整備のままスプロール的に宅地化した住宅地 市街地の浸水対策	・2(3)の項の中で、丘陵地において、防災上の課題を抱えている地区や高齢化が進む中で高齢者等の移手段の確保等の課題を抱えている地区も多いことから、住民との協働による住環境の改善に向けた取組について記述。 ・「都市防災」の1(3)において、一定規模以上の開発行為や建築行為の際における雨水貯留浸透施設設置の指導や、河川流域の優良な農地や良好な斜面緑地の保全など、総合的治水対策について記述。
53	6)その他			
	人にやさしいまち 理念の対応の方向 ・高齢者も障害者も平等に住める街 まちづくりの手法 ・バリアフリーのまちづくり 隣接市区との連携	22	4地区コミュニティに基づく誰もが住み続けられるまちを育みます	・4(2)の項において、誰もが快適に生活できるまちをめざし、バリアフリーに配慮したまちづくりについて記述。
		36	(2)バリアフリーの推進	・「交通体系」において、交通施設や道路などのバリアフリーに配慮した整備について記述。
				・隣接自治体との連携については、「計画の実現・推進方策」の中で記述しています。
54	土地利用の方針	24	5 地域別のまちづくりの方針	・東急田園都市線沿線地域、平瀬川地域、有馬・野川地域の3つの生活圏と幹線道路沿道地域、東名高速道路によって形成された土地利用について、それぞれの生活圏の特性を活かしたまちづくりとして記述。
	1)田園都市線に沿って形成された土地利用	24	(1)東急田園都市沿線地域～宮前区の顔づくり～	・区民提案を受けて、田園都市線沿線地域の土地利用についての基本的考え方を記述
	2)平瀬川によって形成された土地利用	24	(2)平瀬川地域～河川を中心としたまちづくり～	・区民提案を受けて、平瀬川地域の土地利用についての基本的考え方を記述
	3)有馬川・矢上川によって形成された土地利用	25	(3)有馬・野川地域～河川を中心としたまちづくり～	・区民提案を受けて、有馬・野川地域の土地利用についての基本的考え方を記述

	4) インターチェンジ（IC）および幹線道路に沿って形成された土地利用	26	(4) インターチェンジ周辺及び幹線道路沿道の地域～幹線道路沿道のまちづくり～	・区民提案を受けて、幹線道路沿道の土地利用の基本的考え方を記述。北部市場周辺や梶ヶ谷貨物ターミナルについては、「流通業務エリア」として、土地利用誘導の基本的考え方を記述。
	5) 東名高速によって形成された土地利用			・東名高速道路沿道地区については、「道路緩衝エリア」として、中高層住宅を中心とした緩衝建築物の立地誘導の考え方を記述。
	- 2 交通体系			
64	2 交通体系の理念と方針			
	道路の段階構成に対応した交通体系づくり			・区民提案の「道路の段階構成に対応した幹線道路網」の考え方については、1(1)の項において、<道路区分と交通機能、配慮すべき機能>の表で整理しています。区民提案では、宮前区の区域を対象に幹線道路網の考え方を整理していますが、幹線道路のあり方については、「都市計画道路のあり方検討」の中で整理を進めています。
	公共交通優先の交通体系づくり			・区民提案の「公共交通優先の交通体系づくり」については、2「公共交通を利用しやすいまちをめざす」の章において整理・記述しています。
	・計画的な道づくり	32	1 快適に移動できる道路網のあるまちをめざします	<ul style="list-style-type: none"> ・1において、幹線道路網の整備の考え方を記述しています。 ・広域調和・地域連携の都市構造を形づくる幹線道路網のあり方について、道路の持つ機能ごとに整理し、道路の特性と機能に応じた体系的な幹線道路網の構築について記述。 ・あわせて、社会経済情勢の変化や将来都市構造を踏まえた都市計画道路の見直しについて記述。 ・個別の幹線道路の整備については、「道路整備計画」に基づき、効率的、効果的に進めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・便利で公平なアクセスの確保 ・公共交通を利用しやすい体制づくり 	35	2 公共交通を利用しやすいまちをめざします	<p>・2において、公共交通に関する考え方を記述しています。</p> <p>・鉄道とバスの乗り継ぎの円滑化により、公共交通を利用しやすい地域交通環境の形成について記述。</p> <p>・市民生活を考える地域の足を確保していくために、市民と事業者、市が連携・協力し、地域特性や利用者ニーズ等を踏まえた地域交通の改善について記述。</p> <p>・鉄道新線等の整備にあわせた路線バス網の再編等、事業者による地域に密着した地域交通の計画・運営・運行の促進について記述。</p> <p>・坂が多い丘陵地や路線バスの利用が不便な地域等における新しいコミュニティ交通の運営や検討を行う市民の主体的な活動の支援について記述。</p> <p>・川崎縦貫高速鉄道線が整備された場合のバス路線網再編等については、市民と事業者、市が連携協力し、地域特性や利用者ニーズ等を踏まえた検討が必要であるとし、具体的な路線再編については、マスタープランに記述していません。</p> <p>・総合計画に即して川崎縦貫高速鉄道線の内容を記述していません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・人が安心して歩ける道づくり 	36	3 安心して歩けるまちをめざします	<p>・3において、生活道路の安全性・快適性の向上や交通安全対策についての基本的考え方を記述しています。</p> <p>・鉄道駅周辺のバリアフリー化にあたっての基本的な考え方を取りまとめたガイドラインを策定し、市民・事業者と連携した取組として記述。</p> <p>・駅やバス等の交通施設のバリアフリーに対応した施設の改善の促進として記述。</p> <p>・歩道や生活道路の整備に際して、地域の特性を考慮し、バリアフリーに配慮した整備として記述。</p>

	・災害に強いまちづくり	48	(4)都市施設の防災性の向上 2 安全に避難できるまちを育みます	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市防災」の2(4)の項において、基本的考え方を記述しています。 ・発災時における緊急車両及びこの活動を支援する車両のみの通行に限定される緊急活動道路の選定について記述。 ・「地域防災拠点」として市立中学校、避難所として市立小学校の耐震化について記述。 ・地域防災拠点や避難所への安全な避難路を確保するための幹線道路沿道市街地の不燃化について記述。 ・ただし、区民提案における「既存幹線道路の代替補完機能」を確保するための幹線道路整備の考え方について、1(1)の項において、都市防災性向上のための幹線道路の基本的考え方を記述していますが、梶ヶ谷菅生線の具体的整備については、マスタープランでは記述していません。
	- 3 都市環境			
93	(1) まちづくりの理念			
	人・まち・自然の豊かなハーモニー	41	(6)水と緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの理念の実現に向けて、大規模な公園・緑地等の「緑の拠点」を核に、住宅地の緑や街路樹、河川などでつなぐことにより、水と緑のネットワークの形成について記述。
	(2)まちづくりの方針			
	3 まちづくりのイメージ			
	(1)水と緑の資源を活かしたまちづくり			
95	1) まちなかで緑を感じられるまちづくり			1の章において、水と緑の資源を活かしたまちに関する基本的考え方を記述しています。
	a. 緑を保全できるところは保全する	39	1 水と緑の資源を活かしたまちを育みます	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地等の保全・整備について記述。 ・街区公園等の身近な公園については、地域の特性を活かすため、住民参加の取組による維持管理について記述。 ・市民協働による街なかの緑化推進について記述。 ・良好な斜面緑地や優良な農地の保全について記述。 ・大規模な土地利用転換等に当たっては、「緑化指針」等に基づき、緑化地の創出の適切な誘導について記述。
	b. 緑を保全できないところは、なるべく残すことを考えていく			
	c. 新たに開発や再整備をすることは、緑を多く取り入れる			
99	2) 宅地と農地が調和したまちづくり			1(4)の項において、住宅地と農地が調和したまちづくりについての基本的考え方を記述しています。
	a. 農地を保全できるところは保全する	40	(4)住宅地と農地が調和したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・優良な農地の生産緑地地区指定による保全について記述。 ・農家の営農環境の維持とともに、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルールの策定や地権者による土地区画整理事業の支援について記述。
	b. 農地を集約し、面的に確保する			
	c. 農地を保全できないところは、なるべくオープンスペースを確保する開発を行う			

	d. 地域から親しまれる農地を考える			・体験型農園やレクリエーション農園など、「農」に親しむことのできる仕組みづくりについて記述。
	e. 税制度の見直し			・優良な農地は、「生産緑地地区」に指定し、保全を図ることとしていますが、相続税等の税制度の見直しについては、マスタープランでは記述していません。 *「『農』の新生プラン」では、国への制度改善要請として、租税特別措置法による農地の相続税納税猶予制度の改善を記述しています。
102	3) 水に親しめる河川づくり			・1(5)の項において、水に親しめる河川づくりの基本的考え方を記述しています。さらに、「土地利用」5の地域別のまちづくり方針においても、河川の自然環境や景観を活かした潤いのある住環境と街なみ景観をめざした住民の発意による主体的なまちづくり活動支援の考え方を記述しています。
	a. 河川沿いの建物は水辺に配慮したものにする	42	(4) 河川を意識させる住宅地景観の形成	・河川の自然環境を活かした水辺に親しめる空間づくりと、河川沿いにある住宅地の街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援について記述。
104	b. 橋りょう、フェンスや護岸、河床のデザインなどを工夫する			
	c. 河川の水量を増やす	37 37 42	(5) 水に親しめる河川づくり (6) 水と緑のネットワーク形成 (3) 風水害に強い都市環境づくり	・鶴見川水系における水循環や健全な水循環を回復し、地下水の保全を図るための地下水涵養の取り組みや湧水地の整備、河川流域の保水・遊水機能の向上を図るための農地や緑地の保全等の基本的考え方を記述しています。
	d. 河川流域における雨水の地下浸透、貯留を推進する	47	(3) 風水害に強い都市環境づくり	・「都市防災」の中で、矢上川や有馬川の流域において、雨水貯留浸透施設の整備など、総合的な治水対策について記述。 ・河川流域の保水・遊水機能の向上を図るため、河川流域の優良な農地や良好な緑地の保全について記述。
105	e. 河川沿いの緑地、農地を保全する			
(2) 安心して住めるまちづくり				
まちづくりの考え方				
	・誰でも生活できるまちをめざします	22 36	4 地区コミュニティに基づく誰もが住み続けられるまちを育みます (2) バリアフリーの推進	・誰もが快適に生活できるまちをめざし、バリアフリーに配慮したまちづくりについて記述。 ・「交通体系」において、交通施設や道路などのバリアフリーに配慮した整備について記述。 ・「交通体系」において、交通施設や道路などのバリアフリーに配慮した整備について記述。
	・災害に強いまちをめざします。	49	3 地区コミュニティの強化による災害に強いまちを育みます	・町内会・自治会や自主防災組織と連携して、地区の安全性について点検するなど、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動について記述。
	・防犯に対する地域コミュニティがあるまちをめざします			

	・環境に優れているまちをめざします	43	3 環境に優しく安心して生活できるまちを育みます	・市民の快適な生活環境を創造するための仕組みづくりや、環境に優しい循環型のまちづくりを進めるための取組の促進等について記述。
	(3) 宮前区らしさが表れたまちづくり			・2の章において、地域の特性にあわせた景観に関する基本的考え方を記述しています。
106	まちづくりの考え方			
	1) 個性のある街なみづくり			
	a. 地域特性に合わせた景観づくり	42	2 地域の特性にあわせた景観を育みます	・地域の地形的特性や、歴史、文化等を活かしながら、地域の特性にあわせた景観づくりについて記述。
	b. 地形に合わせた景観づくり	16	(2) 緑の回廊	・区境の尾根線に沿って連なる斜面緑地を「緑の回廊」として、緑の自然環境や景観を活かしたまちづくりについて記述。
		42	(3) 緑地・農地と調和したゆとりのある住宅地景観の形成	・緑地や農地と調和した住宅地の景観形成について記述。また、ブロック塀の生け垣化など住宅地の緑化の促進について記述。
	c. 地域にあわせた公園づくり	39	1 水と緑の資源を活かしたまちを育みます	・計画的な公園・緑地の配置、住民参加の取組による地域の特性を活かした公園の整備、維持管理について記述。
	d. 宮前区の玄関としての景観づくり	42	(1) 宮前区の玄関としての景観形成	・東急田園都市線の各駅周辺や東名川崎インターチェンジ周辺は、宮前区の玄関となる地区であることから、宮前区の玄関にふさわしい良好な街なみ景観の形成をめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援について記述。
	2) 景観のルールづくり		2 地域の特性にあわせた景観を育みます	・良好な街なみ景観の形成をめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援について記述。
	3) 景観に対する意識を高める			
	- 4 都市防災			・「都市防災の方針」については、「地域防災計画」との整合性に配慮し、全体構想との整合性や七区の区別構想との整合性を考慮し、方針記述の章立てや内容を統一しています。
122	1. 都市防災の理念			
	災害に強いまちづくり			
	1. 災害を起こさないまちづくり	46	1 災害に強い都市構造の形成をめざします	・防火地域の拡充の検討やオープンスペースの確保、市民防災農地の確保など、震災に強い市街地の形成について記述。 ・河川の整備や市街地の浸水対策、土砂災害の防止など、風水害に強い都市環境づくりについて記述。
	2. 災害を拡大させないまちづくり			
	3. 安全に、安心して避難できるまちづくり	48	2 安全に避難できるまちをめざします	・地域防災拠点の整備や避難所の耐震化、避難路の安全性の確保など、安全に避難できるまちづくりについて記述。
	4. 迅速な復旧・復興ができるまちづくり	43	(4) 都市施設の防災性向上	・発災時における緊急交通路の選定や災害に強いライフラインの形成など、都市施設の防災性の向上について記述。

- 1 土地利用・重点的に取り組むべき都市計画			
(1)河川を中心としたまちづくり			
130	1) 河川沿いの景観整備	42	(4)河川を意識させる住宅地景観の形成 ・2(4)の項において、河川の自然空間を活かした水辺に親しめる空間づくり、河川沿いにある住宅地の街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援について記述。
131	2) 平瀬川・矢上川源流域整備	25 26 41 40	(2)平瀬川地域～河川を中心としたまちづくり～ (3)有馬・野川地域～河川を中心としたまちづくり (5)水に親しめる河川づくり (3)市民協働による街なかの緑化推進 ・平瀬川を中心に、河川の自然環境や景観を活かした潤いのある住環境と街なみ景観の形成について記述。 ・平瀬川の源流域に位置する菅生緑地の緑地整備について記述。 ・良好な斜面緑地の保全について記述。 ・矢上川の自然環境を活かした公園・緑地の整備や散策路の設定など、住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援について記述。 ・花の街かど景観を創出する市民の主体的な活動の支援について記述。
132	(2)川崎縦貫高速鉄道駅周辺のまちづくり		
	・駅周辺の土地利用混乱回避	19	(3)鉄道駅を中心とした拠点地区等における土地の高度利用と再開発の促進 ・1(3)鉄道駅を中心とした拠点地区の項において、川崎縦貫高速鉄道線新駅の整備にあたっては、周辺市街地の住環境への配慮、交通機能の整備、拠点にふさわしい土地利用の計画的誘導など、地域特性を活かした拠点の形成について記述。
	・安全で便利な駅へのアクセス確保		
	・駅を地区のシンボルとする景観づくり		
	・地域コミュニティの核となる施設整備		
133	(3)住環境の保全		
	1)低・中高層住宅混在地区整備	20	(2)土地区画整理事業等により一定の基盤が整備されている住宅地 ・2(2)の項において、土地区画整理事業により、道路、公園等の基盤が整備されている住宅地は、「住環境保全エリア」として、良好な住環境の保全として記述。 ・低層住居専用地域では、戸建住宅を中心とする低密度の土地利用を維持として記述。 ・中高層住居専用地域では、戸建住宅と中高層の共同住宅等が調和した中密度の土地利用を維持として記述。
134	2)低層住宅地区の環境保全		
	3) 野川緑地群整備	16 19	(1)緑の拠点 (3)道路や公園等の基盤が未整備な住宅地 ・都市構造においては、区を代表する自然的環境資源として記述。 ・野川地区については、農地と調和した潤いのある住宅地の形成の基本的考え方にしたがって、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用のルール策定や地権者による土地区画整理事業の支援の基本的考え方を記述。

136	(4)宮前区の顔づくり			
	1) 都市景観形成	42	(1)宮前区の玄関としての景観形成	・2(1)の項において、東急田園都市線の各駅周辺では、住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援により、生活拠点にふさわしい調和の取れた街なみ景観の形成について記述。 ・東名川崎インターチェンジ周辺では、道路緑化や屋外広告物の適切な管理、住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援により、宮前区の玄関としてふさわしい、良好な街なみ景観の形成について記述。
	2) 商業・業務拠点の形成	18	1 まちの拠点の形成をめざします	・1(1)の項において、宮前平・鷺沼駅周辺地区では、商業・業務機能や都市型住宅等が調和した市街地形成の促進による魅力ある拠点地区の形成について記述。 ・鷺沼駅周辺では、「カッパーク鷺沼」の整備を契機に、駅を中心とした生活拠点機能のより一層の向上について記述。 ・宮前平駅周辺では、川崎縦貫高速鉄道線の整備の機会をとらえ、交通機能の整備や地域生活拠点にふさわしい土地利用の誘導による地域特性を活かした拠点の形成について記述。
138	(5)尻手黒川線沿道のまちづくり			
	・沿道系土地利用と背後の住宅地区を明確にし、土地利用の混乱を避ける	21 27	(6)幹線道路沿道の住環境の改善 (4)インターチェンジ周辺及び幹線道路沿道地域～幹線道路沿道のまちづくり～	・1(4)、(6)の項において、国道246号線や尻手黒川道路等の幹線道路沿道では、周辺の住環境に配慮しながら、商業・業務、都市型住宅等の立地を適切に誘導し、住環境と調和した中密度の沿道市街地の形成について記述。ただし、具体的な土地利用誘導については、住民等の発意による土地利用や街なみ景観のルールづくりが必要となる。
	・宮前区にふさわしくない用途を規制する			
	・スポーツセンター、中学校等の地域コミュニティの中心施設の立地する地区にふさわしくない用途を規制する	22	(2)生活圏のコミュニティの拠点づくり	・4(2)の項において、生活に身近な区民の活動や交流の拠点を中心に、その周辺では、それぞれの地域の特性を活かした個性ある街なみづくり、景観に配慮した公共空間づくりと連携して、住民の発意による主体的なまちづくり活動として記述。ただし、具体的な土地利用誘導については、住民等の発意による土地利用や街なみ景観のルールづくりが必要となる。
	- 2 交通体系・重点的に取り組むべき都市計画			
	(1)道路の段階構成に対応した整備プロジェクト			・区民提案の「道路の段階構成に対応した幹線道路網」の考え方については、1(1)の項において、<道路区分と交通機能、配慮すべき機能>の表で整理しています。区民提案では、宮前区の区域を対象に幹線道路網の考え方を整理していますが、幹線道路網のあり方については、「都市計画道路のあり方検討」の中で整理を進めています。

140	市街地の骨格となる道路の整備	30	1 快適に移動できる道路網のあるまちをめざします	<ul style="list-style-type: none"> ・広域調和・地域連携の都市構造を形づくる幹線道路網のあり方について、道路の持つ機能ごとに整理し、道路の特性と機能に応じた体系的な幹線道路網の構築について記述。 ・あわせて、社会経済情勢の変化や将来都市構造を踏まえた都市計画道路の見直しについて記述。 ・個別の幹線道路の整備については、「道路整備計画」に基づき、効率的、効果的に進めます。
143	住まう人のための道路の整備	35 36 20	2 公共交通を利用しやすいまちをめざします 3 安心して歩けるまちをめざします (3)道路や公園等の基盤が未整備のままスプロールの宅地化した住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関網の利便性向上に向けた取組の推進により、過度に自家用自動車に依存しない交通体系と、利用者が快適に移動できる地域交通環境の形成について記述。 ・地域の特性を考慮し、バリアフリーに配慮した生活道路の整備について記述。 ・区民提案の「コミュニティ道路」の考え方については、さらに、3(1)の項において、道路整備と交通規制を組み合わせた安全対策を交通管理者との連携により、地域課題を反映させるため、計画段階からの市民との協働による取り組みの基本的考え方を記述。 ・新たな住宅等の建築や建替更新の機会をとらえた狭あい道路の拡幅の促進など、安全で快適な住宅地の形成について記述。
150	(2)公共交通体系整備プロジェクト			<ul style="list-style-type: none"> ・区民提案の「公共交通優先の交通体系づくり」については、2「公共交通を利用しやすいまちをめざす」の章において整理・記述しています。
	鉄道系交通機関で対応するエリアの公共交通体系整備	35	2 公共交通を利用しやすいまちをめざします	<ul style="list-style-type: none"> ・2の章において、公共交通機関網の利便性向上に向けた取組の推進により、過度に自家用自動車に依存しない交通体系と、利用者が快適に移動できる地域交通環境の形成について記述。 ・区民提案における、鉄道と小型循環バスの連携による交通体系の確立についての提案は、鉄道とバスの乗り継ぎを円滑化、交通アクセス環境の改善、市民と事業者、市が連携・協力による地域特性や利用者ニーズ等を踏まえた地域交通の改善について記述。具体的な提案ルートについては、マスタープランには記述していません。 ・鉄道駅周辺におけるバリアフリー化にあたっての基本的な考え方を取りまとめたガイドラインの策定について記述。
	・鉄道と小型循環バスの連携による交通体系の確保			
	バス系交通機関で対応するエリアの公共交通体系整備			
	・田園都市線各駅にひとつの交通手段でアクセスできるバス路線の整備			

	利用者にやさしい公共交通施設の整備 ・市民の利便性向上を優先した公共交通施設の整備(整備水準の向上)	36	(2)バリアフリーの推進	・鉄道駅施設やバス等の交通施設のバリアフリーに対応した施設の改善について記述。
	(3)拠点施設整備プロジェクト			
	・情報通信拠点、物流拠点の整備(防災拠点の整備)	26 48	5(4)インターチェンジ周辺及び幹線道路沿道地域 2 安全に避難できるまちをめざします	・土地利用5(4)の項において、北部市場周辺や梶ヶ谷貨物ターミナルを「流通業務エリア」に位置づけ、土地利用の基本的考え方を記述。 ・防災拠点としては、「地域防災計画」の中で「地域防災拠点」として位置づけている市立中学校の避難収容機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能の整備について記述。)物資の集積拠点としては、地域防災計画の中で、中央卸売市場北部市場が位置づけられています。
156	- 3 都市環境・重点的に取り組むべき都市計画			
	(1)緑の回廊づくり			
	1)新しくできる施設の緑化	40	(3)市民協働による街なかの緑化推進	・1(3)の項で、駅前広場や街角のオープンスペース、庁舎、遊休地となっている公共事業予定地など、花の街かど景観を創出する市民の主体的な活動の支援を記述。
	2)尾根線を守る	21 37	(3)緑の回廊の形成に配慮したまちづくり (6)水と緑のネットワーク形成	・土地利用3(3)、都市環境1(6)の項で、区境の尾根線に沿って連なる斜面緑地を「緑の回廊」として、緑の自然環境や景観を活かしたまちづくりについて記述。ただし、眺望景観の保全や尾根線に建つ建物の高さ制限等については、地区計画等の具体的土地利用規制方策が必要であることから、マスタープランには記述していません。
	3)宮前区の玄関づくり	42	2(1)宮前区の玄関としての景観形成	・2(1)の項において、東急田園都市線の各駅周辺では、住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援により、生活拠点にふさわしい調和の取れた街なみ景観の形成について記述。 ・東名川崎インターチェンジ周辺では、道路緑化や屋外広告物の適切な管理、住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援により、宮前区の玄関としてふさわしい、良好な街なみ景観の形成について記述。
162	(2)地域特性を活かした公園づくり	39	(2)自然とふれあえる緑の拠点整備	・1(2)の項において、身近な公園・緑地は、地域コミュニティを育む拠点として、住民主体による身近な緑の育成活動の支援として記述。

	(3)郷土史跡の保全、活用	42	(5)歴史・文化資源を活かした街なみづくり	・2(5)の項において、河川流域の社寺や大山街道沿道の歴史資源等、地域資源を活かした街なみづくりについて記述。 ・地域の歴史・文化資源を活かした街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的な活動の支援について記述。
164	- 4 都市防災・重点的に取り組むべき都市計画			
	(1)水と緑の資源を活かしたまちづくり			
	斜面緑地の保全	41	都市防災	・1(3)の項において、河川流域の保水・遊水機能の向上のため、良好な緑地の保全について記述。 ・震災時の避難場所や延焼防止のため、公園・緑地などのオープンスペースの確保について記述。 ・水害から生活環境を守るため、計画的な河川改修と総合的な治水対策について記述。
	オープンスペースの確保			
	河川及び河川周辺の防災性向上			
	(2)災害に強い交通ネットワークづくり			
	道路の段階構成の明確化	43	(4)都市施設の防災性向上	・1(4)の項において、発災時における緊急交通路の選定や災害に強いライフラインの形成など、都市施設の防災性の向上について記述。災害時における尻手黒川線の代替路線としての梶ヶ谷管生線の早期整備については、マスタープランでは具体的な記述をしていません。 ・緊急活動道路に指定された路線等における橋りょうの耐震対策について記述。
	災害時における尻手黒川線の代替路線の確保			
	災害に強い道路づくり			
	大量輸送機関における防災対応システムの確立			
	(3)災害に強い総合的な施設づくり・まちづくり			
	適切な土地利用の誘導	43	(4)都市施設の防災性向上	・1(4)の項において、電線類の地中化や上下水道等の整備による災害に強いライフラインの形成について記述。 ・火災の延焼を防止する街路樹など防災に資する緑のネットワークの形成について記述。 ・1(3)の項において、河川流域の保水・遊水機能の向上を図るため、流域の優良な農地や良好な緑地の保全、浸透機能を有する下水道、透水性・保水性のある舗装材を用いた道路舗装の検討について記述。 ・3の項において、町内会・自治会や自主防災組織と連携した、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動の支援について記述。
	共同溝整備の検討・推進	42	緑化の推進	
	災害対応施設整備		(3)風水害に強い都市環境づくり	
	市民の防災意識の高揚と公共施設の柔軟な運用	44	3 地区コミュニティの強化による災害に強いまちを育みます	